

# 毛利氏領国における基準錢と流通錢

本 多 博 之

はじめに

はじめに

一 大内氏時代の貨幣通用の実態

1 撰錢をめぐる諸階層の動向

2 「清錢」の性格と大内氏の貨幣政策

二 戦国大名毛利氏の貨幣政策

1 「古錢」・「当料」と「和利」

2 基準額の継承と領国支配の特質

三 豊臣期毛利氏の基準錢創出とその意義

1 基準錢「鍛」と惣国検地

2 文祿期年貢錢納の一形態

―備中国神島年貢算用状について―

おわりに

日本中世の貨幣流通に関して、全国的規模で史料を収集し、流通の実態と幕府や大名権力の政策を体系化した業績に小葉田淳氏の『日本貨幣流通史』<sup>1)</sup>がある。それは、引用史料の豊富さと明確な論理構成とにより、昭和五年の初版刊行からすでに半世紀以上を経た今日でもなお、依然として高い価値を保ち続けている。しかし反面、巨視的見地からの総括的な著述のため、特定地域における貨幣流通やそれに対する大名権力を含めた諸階層の動向について具体的な検討はなされていない。

こうした点を説明しようとしたものに、藤木久志氏の「戦国期の『撰錢』問題と在地の動向」<sup>2)</sup>がある。氏は、貨幣の問題を「大名権力」対「地下」といった諸階層関係の対立のなかで捉えようとされ、特に撰錢令を中心に貨幣政策の変遷の意義を明らかにされた点で、研究史を大きく前進させたと言える。しかし、論の展開において、大内氏と後北条氏という権力編成のうえで質的に差違が認められる二大名の政策を發展段階的に捉えるなど、なお問題も残されていると言わざるを得ない。

そこで、こうした研究状況をふまえて本稿では、戦国大名毛利氏の領国規模での経済構造とその史的展開を説明する一つの試みとして、毛利氏の貨幣政策について取り上げたい。ただ、東国の戦国大名や大内氏などと比べると毛利氏の場合、市場法令など経済政策に関する史料があまり豊富でなく、いわゆる撰錢令の発令事例さえ現在のところ確認されていない。藤木氏が戦国大名と貨幣の問題を考える際に大内氏と後北条氏を取り上げねばならなかったのはこの点によるものと思われる。

それでは、いったい何に目を向ければ良いであろうか。

そもそも戦国期の史料には、様々な貨幣額の記載が見受けられる。たとえば、有名寺社の仏神事料や段銭などがその例であるが、これらは戦国大名の領国支配にとってきわめて重要な意味を持つにもかかわらず、額の数値そのものが分析の対象となることはかつてなかった。しかし、幣制や量制などの統一的基準がまだ確立していなかった戦国期において、こうした数値や単位を軽視することは、大名権力の領国支配を正確に理解したことにはならない。しかもこれは、戦国大名の知行制および軍役体系に深い関わりを持つ貫高制の評価にも関わってくる問題である。むしろ、領国内に存在する様々な数値の実態を知り、大名権力がそれらにどう関係していたかを探ることによって、大名領国の構造的特質や領国支配の本質に迫ることができるのである。

そこで本稿では、以上の視角から、貨幣の種類とその額に注目することによって戦国大名毛利氏の貨幣政策の実態を、大内氏の事例をふまえて具体的に明らかにし、その領国支配の特質に迫りながら、あわせて惣国検地実施の歴史的意義について再検討を試みたい。

註(1) 刀江書院、一九六九年復刊

(2) 『歴史学研究』三四八号、一九六九年。なお、同氏『戦国社会史論』(一九七四年)各論II・第三章に「撰銭令と在地の動向」として収録されている。

### 一 大内氏時代の貨幣通用の実態

本章では、戦国大名毛利氏の貨幣政策を究明する前提として、まず大内氏時代における貨幣通用について取り上げ、撰銭をめぐる諸階層の動向と「清銭」の性格という二つの観点からその実態を明らかにしたい。

#### 1 撰銭をめぐる諸階層の動向

最初に、一般的な貨幣授受における諸階層の関わり方について、安芸国の事例で検討することにした。

從山里社納銭事、未進過分云為惡料之条、上使被差上可被成御下知之由、重々言上之間、以小方對馬守對新里若狹守堅被仰出候、錢等事者、當時通世錢可被請取候、委細對馬守申含候、於其面諸事可被申談事干要之由候、恐々謹言、

五月廿三日

(小原) 隆言(花押)  
(前田) 隆輔(花押)

岐島社家三方

山里納銭事、從前々於廿日市材木以下令活脚取納候処、社家衆可撰請取之由、堅被中之条、迷惑之通、山里刀拵中以一通愁訴之趣、新里若狹守注進候、於当國諸売買錢並者可遂取納之由、被仰付候、被得其心可被請取候、猶對忠勝被仰出候、但相違之儀候者、可有注進候、恐々謹言、

十二月廿二日

隆輔(花押)  
隆言(花押)

岐島社家三方中

右の兩文書は、天文年間<sup>2</sup>に岐島社領で起こった撰銭をめぐる紛争について、大内氏がどのように対処したかを確認できる史料である。

すなわち、前者は山里社納銭の未進が多く、しかも「惡料」であると度々言上してきた岐島社に対して、銭が「當時通世錢」ならば受け取るよう大内氏が通達したものである。また後者は、社家衆による山里納銭の「撰請取」が迷惑であるという山里刀拵中らの愁訴を受けて、「当國諸売買錢並」ならば受け取るよう大内氏がやはり岐島社に通達したものである。

それでは、この二点の史料からわかることをまとめてみたい。

第一に、佐西郡の山里刀祢らは「材木以下」の品物を同郡の中心的な市町である廿日市で売却し、それによって獲得した貨幣（「当時通世銭」・「当国諸売買銭」）を社納銭に充てていたことである。その具体例としては、天文十九年（一五五〇）十月十六日付關守房頭代飯田秋次山里納錢請取状があり、総額五貫文の社納銭のうち二貫文が「新銭」で、残り三貫文が「甞金」であったことがわかる。第二に、岐島社家衆は社納銭として納入されたそれらの貨幣を選別（「撰銭」）していたこと、そして第三に、大内氏は何よりも円滑な貨幣流通を優先させ、岐島社の撰銭を停止するとともに、国内に流通する売買銭での社納銭の受け取りを命じていたことが確認できるのである。

すなわち、大内氏は、領主岐島社と山里刀祢との間で生じた社納銭の撰銭をめぐる紛争について、公権力を握る立場から調停をおこない、岐島社側の撰銭行為の停止を命じたのである。「大内氏掟書」の撰銭関係法令によれば、特定の悪銭（さかひ銭・洪武・打平）以外の貨幣使用は基本的に認められており、大内氏の貨幣政策は、領国内での円滑な貨幣流通を優先とした撰銭禁止をその基調としていたと言えよう。

さて以上は、一般的な貨幣流通に対する領域公権としての姿勢を示す事例であったが、次に大内氏がみずから取得する貨幣、つまり大名財政に関わる部分について、藤木氏も検討された豊前国の事例で確認したい。永正十三年（一五一六）八月十二日付杉興重奉書案では、段銭収納についての大内氏の姿勢がうかがえる。そこでは、「於御段銭者、如前々、以撰銭可令收納旨、对上毛・下毛両郡、以前堅固被仰出候、於于今者、彼御奉書可下著候哉、以右趣、当郡之事堅可被究済之由、能々可申渡候」とあるように、段銭について上毛・下毛両郡同様、「撰銭」による精銭収納を宇佐郡代佐田大膳亮に指令しているのである。したがって、豊前国では、少なくとも宇佐・上毛・下毛郡などの広い地域において、段銭の精銭収納がはかられていたことが推測できるのである。

それでは、大内氏はどうして精銭を必要としたのであろうか。豊前国では、藤木氏がすでに明らかにされたように、「御預銭」と呼ばれる大

内氏による公金貸付がおこなわれており、返済の際には段銭と同様の撰銭規定が設けられていたことが確認される。特に、永正十二年（一五一五）三月七日付佐田泰景・供使示現連署書状では、「御預銭」の返済について「殊皆以可為撰銭候、芸・石・土佐之材木可被買下御用候」とある。すなわち、安芸・石見・土佐三国の材木を購入するために精銭が必要と述べており、これは遠隔地での物資購入の点で精銭が重要視されていたことを物語るものである。勿論、精銭の必要性をこのことに限定することはできないが、精銭需要の一つに遠隔地交易があった事実を指摘しておきたい。したがって、段銭など大名財政に直接関わる貨幣と一般流通貨幣とは、大名権力の対応に差があり、それが政策面にも現われていたことが確認できたのである。そしてこのことは、文明十七年（一四八五）の大内氏の撰銭令に見られる「段銭」と「り銭并はいく銭」での精銭・悪銭混用率の違いを具体例として、これまで指摘されてきた内容と一致するのである。

それでは、豊前国の事例をふまえながらいま一度、安芸国の事例で撰銭をめぐる諸階層の動向について整理したい。

大名権力である大内氏は、段銭など直接手許に入る貨幣については豊前国で見られるように精撰納を強く望む一方、一般的な貨幣授受については特に規定を設けず、むしろ流通の円滑化を促進するために撰銭を禁止した。また、岐島社は、やはり一つの領主権力として精銭での年貢銭納入を要求したが、これは大内氏の精銭需要の一つに遠隔地交易があったことを想い起こせば容易に理解できる。すなわち、岐島社は地域経済圏にとどまらない広い範囲での、たとえば瀬戸内海沿岸諸国や畿内中央などとの交易が可能な状況にあったのである。しかし、地域経済圏のみ生活基盤を持つ山里刀祢らにとつて、必要貨幣は「当時通世銭」や「当国諸売買銭」で十分であり、岐島社が社納銭を選別することには極力反対し、その生活防衛のための訴訟を「国」支配権を握る大名権力に對しておこない、問題解決を求めたのである。

すなわち、大内氏領国では、大内氏も含めて領主階級が精銭獲得に積

極的であり、それは一般流通錢で充足されている地下百姓との間に階級的対立を生むことになったのである。大内氏としては、大名財政の見地から精錢が必要な反面、領国支配の見地からは領国内における円滑な貨幣流通を維持しなければならないのであって、その点で地下百姓の主張と一致し、その結果撰錢禁止の発令がなされたものと理解されるのである。<sup>(10)</sup>

## 2 「清錢」の性格と大内氏の貨幣政策

本節では、大内氏も含めて領主階級が積極的に獲得しようとしていた精錢に注目し、「清錢」(額)の持つ意味を検討することによって当時の貨幣通用の実態について明らかにしたい。

大内氏支配下の豊前国の史料には、「清錢」や「並錢」などの貨幣表示を持つものが数多く見受けられるが、特に「清錢」表示の場合、それが流通貨幣としての「清錢」およびその額であったとは必ずしも言えない。たとえば次のような事例がある。

### 送進稜料物事

合式貫文者 並錢

右、為、(五)下宮假殿稜料物、所送進如件、

永正十一年十一月十日

赤尾孫三郎  
親種(花押)

且請取申候下宮御假殿皆造清稜料物事

合五百文者 但清錢

右、為、下宮御假殿皆造稜料物、從赤尾孫三郎方請取申候、相殘分

惣奉行支別重而八貫五百文分可請御下行候、仍為後

請取状、如件、

永正十一年十一月十日

番長大夫重幸

赤尾孫三郎殿

右の両文書は、永正十一年(一五一四)十一月十日付の宇佐八幡宮の神事料に関する史料である。すなわち、宇佐郡の段錢奉行である赤尾孫三郎親種が宇佐八幡宮の社家(番長大夫)である永弘重幸に対して「下宮御假殿皆造稜料物」を送進した内容で、送状と請取状案とが一緒に残されているものである。そしてこれによると、同じ名称の料物が送状では「合式貫文者 並錢」とあるのに対し、請取状案では「合五百文者 但清錢」となっており、このことから清錢五百文とあるものが実際には並錢二貫文で勘渡されていたことが判明する。したがって、宇佐八幡宮の神事料関係の史料に見られる「清錢」表示は必ずしも「清錢」そのものの額を示すのではなく、一種の基準額と言わなければならない。実際には一定の比価のもとに「並錢」での相当額が勘渡されていたことが明らかとなったのである。

では、こうした「清錢」(額)の性格を更に具体化するために、在地球レベルの事例で検討することにした。

豊前国上毛郡緒方荘の土豪である緒方右京進は、天文年間にも多くの所領(下作職)を集積するが、その具体的な内容は数多くの売券(渡状)とその集積結果を示す左のような知行坪付によって知ることができる。

(前略)

一々五段 宇佐宮渡領、段錢反別八拾文充、

一々五段 定錢反別四拾文充納之、……………(ア)

(中略)

一々式段 宇佐宮日之限内、反錢段別八拾文充、

一々式段 定錢五拾文充、……………(イ)

一々式段 宇佐光隆寺領、段錢右同之、

一々式段 定錢五拾式文也、

一々式段 宇佐浄光坊領、反錢右同之、

一々式段 定錢八拾文也、……………(ウ)

(中略)

已上

右、為 上覽坪付加件、

天文廿四年乙正月十八日

右の坪付は、多くの売券を整理したものと思われるが、個々の坪付項目とそれに対応する個々の売券の双方を比較することによって興味ある事実が浮かびあがってくる。

たとえば、(イ)の箇状に対応する売券では諸役規定として「加地子事、老段別清料五拾文充」という文言があり、(ウ)の箇状に対応するものでは「納所事、賀地子清料八拾文」とあるように、坪付に見える「定銭」とは「加地子」のことであり、しかもその額は「清料(清銭)」額であったことがわかる。また、段銭についても他の史料からこの坪付の数値(段別八十文)は当時の豊前国ではかなり一般的(「郡並」な「清料」額であった)ことが知られるのである。したがって、この坪付の表示貨幣額はすべて「清料(清銭)」額であったと言えることができる。

それでは次に、(ア)の項目に対応する売券を見ることにしたい。天文廿二年(一五五三)正月廿七日付の市丸氏種の緒方右京進に対する「合伍段定<sup>八取町</sup>」の下作職渡状によると、「済物従往古加地並銭反別百文通単之在所也」という文言を見出すことができる。すなわち、これは、「清料」反別四拾文という加地子額表示を持ちながら、実際には「並銭」反別百文での収納が従来の慣行であったことを示しているのである。

以上、豊前国の宇佐八幡宮に関する神事料と下作職の史料から当該期における貨幣通用の実態が明らかとなった。すなわち、「清銭」表示額は必ずしも「清銭」そのものの貨幣額を示しているのではなく、「清銭」額は基準貨幣額と言うべきものであり、実際には種々の比価のもとに算出された「並銭」による相当額が通用額となっていたのである。そしてこの事実は、撰銭をめぐる諸階層の動向と密接な関係を持っていたものと思われる。なぜならば、基準額としての「清銭」額が成立した背景には、「清銭」が種々の貨幣のうちで基本貨幣(基準銭)の性格を持ちあ

わせていたことに加えて、領主階級による積極的な精銭獲得要求の存在が考えられるからである。すなわち、前節で見た領主階級の精銭要求とそれに対する地下百姓の抵抗の關係がこの「清銭」基準―「並銭」使用の貨幣通用の形となって現われたものと思われる。そしてその場合、「清銭」額基準は領主階級の精銭要求を象徴的に表現するものであり、一定の比価にもとづく「並銭」使用は地下の抵抗による両者間の妥協の産物とみなすことが可能なのである。したがって、先に安芸国の事例で見た「当時通世銭」と「当国諸売買銭」はこの豊前国における「並銭」と同次元でとらえることができるものと思われる。

それでは、貨幣に対する大内氏の姿勢をいま一度確認しておきたい。宇佐八幡宮の大々工をつとめる小山田氏は、郡代もしくは段銭奉行などを通じて大内氏から作事料や袖始祝物の勘渡を受けていたが、それらの料物はすべて「清銭」額で表示されている。しかし、大永二年(一五二二)三月付宇佐宮作事方掟書案によると、「一、諸祝物等国並銭を以、員数をひてハ先儀のこたく可下行事」と規定されており、「清銭」額の基準額としての性格と「国並銭」の使用をここでも確認することができる。したがって大内氏は、段銭や御預銭など大名財政に直接関与する取得貨幣については精銭納を強く義務づけながらも、神事料・作事料など勘渡(下行)貨幣については「清銭」基準―「並銭」使用といった在地慣行にそのまま従っていたのである。しかも、これまで取り上げてきた神事料や作事料は段銭も含めて、種目ごとに定額化する傾向がうかがわれ、そのいわば固定的な「清銭」額が大内氏の貨幣収納・勘渡の際の基準額の役割をはたしていたものと思われる。

以上述べてきたように、大内氏支配下の豊前国の史料に頻出する「清銭」額は必ずしも「清銭」そのものの額を示すのではなく、基準銭たる「清銭」で見積もられた特定料物の基準貨幣額であり、実際には多くの場合、「並銭」での相当額が通用していたのである。しかも、こうした実態は、撰銭をめぐる「領主」対「地下」の対立關係を反映したものである。撰銭禁止を貨幣政策の一つの柱とする大内氏が、下行貨幣には

「並銭」を使用しながら取得貨幣で撰銭を指令したのも、精銭獲得といふまさに当該期における領主の本質を露呈したものと理解されるのである。

註(1) 「厳島野坂文書」七八・一〇六号(『広島県史 古代中世資料編 II』所収)

(2) 「小原安芸守隆言」が大内氏奉行人として登場する初見は天文十七年十二月二日であり、「龍崎加賀守隆輔」の終見は天文十九年閏五月廿七日である(田村哲夫氏「守護大名『大内家奉行衆』」へ「山口県文書館研究紀要」五号)参照。

(3) 「野坂文書」二七三号(『広島県史 古代中世資料編III』所収)

(4) 「大内氏捷書」(『中世法制史料集 第三卷 武家法I』所収)

文明十七・延徳四・明応五・永正十五年令

(5) 「永弘文書」一六五三号(『大分県史料』所収)

藤木氏前掲論文

(6) 「永弘文書」一六〇九号

(7) 文明十七年令(六一・六二条)

(8) 小葉田淳氏前掲書ならびに藤木氏前掲論文

(9) 撰銭禁止による貨幣流通の促進は、大名権力の精銭獲得にとつても効果的である。しかも、佐西郡山里地方は大内氏の安芸国支配にとって重要な国境地域であり、天文年間の撰銭禁止令は単に経済的なものだけでなく、山里刀祿衆の掌握という点で多分に政治的な意味あいをも含んでいたものと思われる。

(10) 「永弘文書」一六〇〇・一六〇一号

(11) 「緒方文書」二五号(『大分県史料』所収)

(12) 「緒方文書」二一号

(13) 「緒方文書」一三号

(14) 「永弘文書」二〇九二・二一〇六号

(15) 「緒方文書」一九号

(17) 「小山田文書」(『大分県史料』所収)

(18) 「小山田文書」一一〇号

(19) たとえば、冬大祭料三貫文や作事料人別百文など(『永弘文書』「小山田文書」)。

## 二 戦国大名毛利氏の貨幣政策

本章では、戦国大名毛利氏の貨幣政策の実態を表示貨幣額の数値に注目して明らかにするとともに、領国支配の特質に迫ることによって惣国検地実施の歴史的前提について究明したい。

### 1 「古銭」・「当料」と「和利」

戦国大名毛利氏の関係史料には、しばしば「古銭」なるものが登場する。従来、この「古銭」については、東国の永楽銭に匹敵するような良質の精銭であると位置づけられてきたが、その具体的な実体について言及されたことはなかった。そこで、毛利氏の貨幣政策を説明する手始めとして、最初にこの「古銭」に焦点をあてることにする。

まず、「国」支配権を握る大名権力がその責務として関わることになった有名神社の仏神事料の事例から見てゆきたい。

#### 二月会脇頭三頭役次第注文

筑前那珂郡<sup>宇本</sup> 筑前上座郡<sup>三原</sup>  
筑前那珂郡<sup>宇本</sup> 筑前上座郡<sup>三原</sup>  
周防大島郡<sup>周</sup> 周防都濃郡<sup>周</sup>

(中略)

已上

二月会脇頭式拾貫文三頭拾貫文事、任此注文之旨、国々御代官隨田数分際、致催促年内可有寺納之、若十二月過者可為一倍沙汰之、次至此間惣仕在所者、一廻之間可被聞之、仍所定如件、

宝徳二年二月十三日

徳松丸

(盛安) (花押)  
 (内藤) (道行) (花押)  
 (宗国) (花押)  
 (内藤) (有貞) (花押)  
 弘直 (花押)

この文書は、大内氏の氏寺である周防国興隆寺の二月会に関するものである。二月会の大頭役は個人に対して課せられるが、脇頭役・三頭役の場合は、史料のように大内氏領国(周防・長門・豊前・筑前)内の郡単位で負担することになっており、大内氏時代には国々の代官が田数分に際して催促して年内納入の指令をおこなっていた。そして特に、脇頭役・三頭役の負担料がそれぞれ二十貫文と十貫文であったことがわかる。それを念頭に次の史料を見たい。

来年 水上山興隆寺修二月会脇頭役之事、相当周防国都濃郡畢者、如先例彼料物廿貫文古銭事、当年中可寺納之旨、可被致催由候也、仍執達如件、

天正十九年二月十三日

掃部允 (花押)  
 三浦兵衛頭代  
 平右衛門尉 (花押)

都濃郡  
 弘中木工助殿  
 御手洗又右衛門尉殿

天正十九年(一五九一)、時の権力はすでに大内氏から毛利氏に移っているが、それでもやはり「廿貫文古銭」という脇頭役納入指令が山口在番三浦元忠(代)を通して担当郡である都濃郡の郡司に下されているのである。また、三頭役についても「拾貫文古銭」として豊西郡の郡司に指令されていることが同様の史料で確認できる。

すなわち、宝徳二年(一四五〇)から天正十九年(一五九一)までの約一四〇年間、役料の額は少しも変化していないのである。それではそ

の間、この額の持つ価値はまったく変化しなかったのであろうか。いや、単に物価変動を想定するだけでもそのようなことがありえるはずはない。とするならば、この「廿貫文古銭」と「拾貫文古銭」とは、実体を伴った貨幣額とは考えられないのである。つまり、実際の納入額ではなく、一定の納入基準額を示しているのではないかという推測が成り立つ。そしてこのことについて、ある程度の解答を与えてくれるものとして、長門国の二宮である忌宮神社の事例がある。当社では、年一度の大祭が八月におこなわれ、そのための負担を特に「正分役」と称したが、役の負担者である「正分役衆」のほかにも数多くの者たちが祭祀料を送進している。

(A)御正分大般若経御戸開料清料式十足分、当料八百文送進候、為御心得候、恐々謹言、

(文龜三)  
 八月廿五日

宥範 (花押)

二宮大宮司殿 御宿所

(B)御正分御祈禱大般若経御戸開料古銭式十足分、当料百足送進候、可御請取候、恐々謹言、

九月廿五日

宥印 (花押)

二宮大宮司殿 御宿所

(C)明日十二御祈禱大般若経御戸開料古銭式十足分社納候、儘可被成御請取候、猶奉期参宮之時候、恐惶謹言、

八月十一日

尊信 (花押)

二宮大宮司殿 参人々御中

(D)明後日如法経令奉納候付、御戸開料壹貫式百文送進之候、猶令期其節候、恐々謹言、

慶長元年  
 三月三日

修禪寺  
 実敏 (花押)

右の一連の文書のうち(A)は、二宮の神宮寺僧侶有範が忌宮神社に対し、「御正分大般若經御戸開料」として「清料貳十疋分、当料八百文」を送進しているものである。(B)は、有範の次の代の住持職である有印が、天正年間と推測されるころ、やはり同じ名目で「古銭貳十疋分、当料百疋(一貫文)」を送進しているものである。更に(C)でも、有印の次の代の住持職である尊信が、慶長年間(17)にやはり同じ名目で「古銭貳十疋分」を、しかも当該期の(D)の史料から推測するならば、一貫二百文を送進しているのである。

こうした事実から、長門国忌宮神社における「御戸開料」は、「清料」もしくは「古銭」で二十疋(二百文)、これは少しも変化せずに、「当料」なるものが時代とともに八百文→百疋(一貫文)→一貫二百文と変化していることが明らかとなった。確かに、当時においても古銭というまさに古い貨幣が実体を伴って存在しており、一定の価値を持って通用していたこともうかがえるが、ここに見られる「古銭」はそれらとは異なり、仏神事料の一定の基準額を示したものであって、「当料」とはその時点での通用貨幣であるとともに、その貨幣での相当額を示したものと推測されるのである。

そこで想い起こされるのが、大内氏時代に豊前国で見られた「清銭」額基準―「並銭」使用という貨幣通用のあり方である。そもそも、「清銭」額は基準銭たる「清銭」によって見積もられた基準貨幣額であったが、ここに見られる毛利氏時代の「古銭」とはそうした「清銭」額がそのまま引き継がれた継承基準額であり、「当料」とは「並銭」などの系譜を引く普通貨幣での相当額を意味し、しかも貨幣価値の変化に伴ってその額が変動する性質を持っていたと考えられるのである。

そこで、この推測の正否を確かめるために、更に具体的に「古銭」と「当料」の関係、そしてそれに対する毛利氏の対応について見てゆきたい。

そもそも防長両国の有名神社は、「国」の寺社として「国」支配権を握る大名権力と仏神事料勘渡(下行)を通して密接に結びついていたが、周防国松崎天満宮(現防府天満宮)の場合も「手日記」による天満宮側の祭祀必要経費の請求に対し、毛利氏が山口奉行ならびに佐波郡司を通して段銭の内から勘渡(下行)する形で関わっていた。

(E) 手日記

- 一 当月会御代官御人躰依仰可存其旨事、
- 一 同御弊料百疋清料御下行事、
- 一 同御連歌料百疋清料茶十袋御下行事、
- 一 同御湯立料拾貳貫文清料御下行事、
- 一 同御神楽料壹貫貳百文清料御下行事、
- 一 同御興二躰今度大風仁破損候、当料貳百疋被仰付候者再興可仕由申事、
- 一 同宮司大宮司渡之時、乗馬貳疋每年被仰付候、去年者市川方被申付事、

已上

右御下行物注文如件、

永祿貳年九月廿日

松崎大尊坊

尊諭(花押)

赤河源左衛門尉殿

(F) 佐波郡御段銭米請方之事

合

- 一 一三石三斗 車塚妙見二月十三日御祭上様御祈禱御湯立入目米也、
- 一 一石石四斗 同御神事御供米也、
- 一壹貫文 古銭 但四貫文当料之御幣料  
分米貳石四斗 貫別六斗宛
- 一壹貫貳百文 古銭 十月十三日御神楽銭也、但四貫八百文当料也、  
分米貳石八斗貳升 貫別六斗宛



一毫斗 十月十五日御祭礼隨兵御祓米也、  
以上拾毫石式升定

右為每年社造方請取所如件

(一五八七)  
天正十五

十月十四日

郡治部大夫

好備(花押)

羽仁次良右衛門尉殿

(E)・(F)の兩文書は、ほぼ同じ性格のものであるが、特に○印を付した箇条に注目したい。すなわち、(E)の「御幣料百疋<sup>(一五八七)</sup>清料」と「御神楽料壹貫貳百文<sup>(一五八七)</sup>清料」は、(F)でも「古銭」額として登場しており、そのことから「清料」＝「古銭」であることがまず判明する。

それでは、「清料」について更に詳しく見よう。(E)には「清料」がもう一つある。二つの○印には含まれた「御連歌料百疋<sup>(一五八七)</sup>」がそれである。つまり、「清料」として確認されるものは御幣料百疋と御連歌料百疋、そして御神楽料壹貫貳百文ということになる。そこで、大内氏時代のものである次の史料を見ることがしたい。

#### 請取申料足事

合肆貫貳百文者

右為十月会御幣料百疋并御神楽料壹貫貳百文同御連歌料百疋御宿御

祝言料百疋、以上肆貫貳百文事、毎年御下行銭、從御政所方請取申

所如件、

天文廿壹年十月四日

松崎大專坊

祐雄(花押)

政所殿

すなわち、天文廿一年(一五五二)に松崎大專坊(天満宮別当)が山口政所(大内氏)から受け取った神事料四貫二百文のうち、実に三貫二百文までが、三つの「清料」と額のうえでまったく同じものであったのである。

以上から、天満宮の十月会神事料は、すでに大内氏時代に大内氏と天満宮との間で一定額が設定されており、毛利氏時代には「清料」あるいは「古銭」としてその額がそのまま引き継がれていたことが確認できたのである。永禄二年の手日記では、「清料」のほかに「当料」記載の神事料が確認されるが、これは以前、つまり大内氏時代には無く、新たに設定された神事料であって、永禄二年当時の価格で見積もられたものと推測される。したがって、同じ神事料の請求であっても、「清料」の数値と「当料」の数値の持つ意味はまったく異なり、(E)のように「清料」や「当料」をそれぞれ注記しておく必要があったのである。

さて、(F)では「古銭」額が一樣に「当料」換算されている。つまり、大内氏時代の価格が毛利氏時代の天正十五年には四倍の額に算定されているのである。それでは次に、この「古銭」から「当料」への換算の問題、更には毛利氏のそれへの関与の実態について明らかにしたい。

松崎天満宮定灯料并十月御神事御輿齋料之請分注文

合

一六貫文 古銭也 定灯料也

參拾六貫文 六和利銭也

一貳貫貳百五十文 古銭也 御輿かさり料也

九貫文 四ハリ銭也

八貫貳百五十文 古銭也

以上 当料也

右請料、毎年佐波郡以御反銭之内、御勘渡之前、注文如件、

(一五七〇)  
永禄十三

九月十一日

乗琳坊

空恵(花押)

市川殿

この文書は、やはり松崎天満宮における定灯料と十月神事の御輿かさり料について、その換算内容がわかるものである。すなわち、定灯料は

「六貫文 古銭」を六倍に、御興かきり料は「貳貫貳百五十文 古銭」を四倍にそれぞれ計算して、その合計額四十五貫文を「当料」としてゐるのである。しかもその際に、六倍と四倍の換算率で計算した額を「六和利銭」・「四ハリ銭」と呼んでおり、この事実から「古銭」額の「当料」額への換算率を特に「和利」と称していたことがうかがえるのである。

国司雅楽允殿  
井上善兵衛殿  
黒川三河守殿

ただ問題は、どうして「当料」が「古銭」の六倍になったり、四倍になったりするのかという換算率「和利」の一定しない理由である。このことについては後述するとして、まず「和利」について考えたい。

そもそも貨幣価値というものは、流通貨幣量の増減や諸物価の変動を反映して刻々と変化する性質のものである。したがって、仏神事料も本来は、その時々物価などに規定されて、その額が決定されるものであったと思われる。しかし、いったんその額が設定され、「古銭」額として継承されたならば、その固定基準額に対する現行通用貨幣での相当額を算出するための調整値が必要となってくる。それがすなわち、「和利」と称されるものであったと考えられる。

さて、右のような性格を持つ換算率「和利」であるが、それが特に銭の問題であるだけに、当然銭を渡す側と受け取る側との間にはこの「和利」をめぐる紛争が勃発することが予想される。そして事実、そうした事例を見出すことができるのである。

御判

松崎天満宮定灯料之事、近年以四和利之勘合被相渡候由太以不可然候、所詮如前々以六和利之算用、对乘琳坊可有勘渡之由候、猶於自余之坊中者、以六和利有勘渡之由候、右同前被仰付通候間、可被得其意之由可申旨候、恐々謹言、

(二五六五)  
永禄八年  
六月三日

粟屋掃部助  
元真在判  
粟屋内膳本  
元種同

すなわちこの史料によると、永禄八年に松崎天満宮(乗琳坊)は、「四和利」計算で実施されている近年の定灯料勘渡を不服として毛利氏に訴え、毛利氏もそれを認めて、以前と同様の「六和利」計算での勘渡を山口奉行に指令したのである。したがって、先程の永禄十三年の定灯料が「四和利」ではなく「六和利」換算でなされていたのは、大名権力による政治決着の結果によるものと推測され、そうなる多分に政治的色彩を帯びた数値とすることができるのである。

また、長門国忌宮神社でも同様の問題が生じている。すなわち、永禄十二年(一五六九)に神社側が「四和利」計算での正分役納入に不満を抱いて毛利氏に訴えた結果、以前と同様「六和利」の換算率が適用されたのである。そして、その際に重要なことは、毛利氏の命令内容に「所詮、以公銭並、従当年六和利分ニ可被請取之」とあるように、「六和利」という換算率基準に「以公銭並」という文言が用いられていることである。その詳細は不明であるが、大名権力が直接関与する銭、たとえは段銭などの換算率ではなかったかと推測され、これにより「古銭」額に対する通用貨幣での、いわば公定換算率の存在も想定できるのである。

すなわち、防長兩國における有名寺社の仏神事料は、すでに大内氏時代にその額が設定されており、毛利氏時代には継承されたその固定基準額「古銭」のもと、貨幣価値の変化に応じた換算率「和利」によって算定される通用貨幣での相当額「当料」が実際の勘渡・納入額として存在していたのである。そして、公権力を握る毛利氏としては、その換算率をめぐる紛争が生じた際に、最終決定を下す公儀としての立場にあったのである。

2 基準額の継承と領国支配の特質

本節では、大内氏時代に精銭取納がはかられていた段銭を取り上げ、  
仏神事料同様にその額の持つ歴史的な意味を明らかにしながら、他の一  
般事例もふまえて毛利氏の貨幣政策と領国支配の特質について究明した  
い。

(花押)  
(七貫文)

大明神御灯明料西条之内守護段銭拾貳貫文之事、如前々被成御寄  
進候、任先例可致勘渡候、以此旨御祈念可為肝要候、仍状如件、

(元三)

二月廿六日

棚守左近太夫殿

(粟屋) 元種 (花押)  
(粟屋) 元真 (花押)  
(粟屋) 就秀 (花押)  
(見玉) 元良 (花押)  
(国司) 元武 (花押)

この文書は、毛利輝元が蔽島社の棚守元行(房頭の子)に対して「西  
条之内守護段銭拾貳貫文」を寄進したことを示すものである。すでに、  
弘治三年(一五五七)には、元就によって棚守房頭への「東西条之内守  
護段銭」の寄進がなされており、地域名称の変化のほかは三十二貫文と  
いう段銭額など基本的に同じ内容のものであり、右の史料は毛利氏・棚  
守家双方の代替わりにおける、権利の再確認を意味するものと言えよう。  
それでは、守護段銭三十二貫文と表わされている、その数値の中身に  
ついて検討したい。

譲渡す社役祭田寄進田条々事

一大御前御棚守事

(中略)

一九十六貫目<sup>女</sup>南京 西条反銭夜灯料事

一五十貫目 坊州山代藤谷之内惣大夫名清良名

以上

永禄六年八月十一日 棚守修理大夫房頭(花押)

棚守長松丸殿<sup>参</sup>

この文書は、永禄六年(一五六三)に棚守房頭が元行に宛てて作成し  
た譲状であり、当時の棚守家の私産の全体像を知ることができる。そし  
て注目すべきは、棚守家の権益の一つとして「一、九十六貫目<sup>女</sup>南京・西  
条反銭夜灯料事」という文言が見えていることである。つまり、額面三  
十二貫文の守護段銭は、実は棚守家によって南京(銭)九十六貫文とし  
て把握されていたのである。

以上から、重要な二つの点を指摘することができる。一つは、固定段  
銭額の継承であり、いま一つは段銭の南京銭での納入である。以下、順  
を追って見てゆきたい。

毛利氏領国では、数は少ないながらも段銭徴符が残されており、それ  
によると段銭の段別額は「古銭」額としてそのまま大内氏時代から継承  
されていることが確認できる。そもそも、段銭は凶田数を基準に賦課さ  
れるものであり、しかも大内氏から毛利氏へと凶田(数)の継承がなさ  
れていることがすでに明らかにされている以上、段銭額やその段別額が  
本来頻繁に変化する性質のものでないことは容易に理解される。その意  
味では、前節で検討した仏神事料と同じ性格を持つものであったと言え  
る。したがって、西条守護段銭三十二貫文とは、「古銭」額にあたる大  
内氏時代からの継承基準額とみなすことができ、また南京銭九十六貫文  
とは「当料」額にあたるものと理解できるのである。すなわち、このこ  
とから有名寺社の仏神事料の場合と同様に、「古銭」基準―「当料」納  
入が段銭においても実施されていたという推測が可能となったのである。  
それでは、そのことについて更に具体的な事例で確認したい。

〔後略〕

〔門左〕

まいる人々申給へ

〔山県備後守〕  
山備

就延

一我等給地壹町七反之御段錢、古錢五百十文ニ而候、当料三貫六拾文事、

(後略)

右の史料は、天正九・十年(一五八一・二)のころ、長年の山口高嶺(こゝろのね)在番をつとめた山県就延が門田元貞を通じて輝元にお役御免を願ひ出ているものの冒頭部分である。すなわちこれは、山県就延の給地一町七段に賦課される段錢が「古錢」額として五百十文であるのに対し、實際は「当料」額で三貫六十文、つまり「六和利」(＝六倍)の換算率で納入をおこなっていたことを示すものと思われる。先に、長門国忌宮神社の事例で「六和利」算用の裁定基準に「以公錢並」という文言が用いられていることに注目し、これは大名権力が直接関与する錢、たとえば段錢などを想定したが、ここでその実例に出会うことができたのである。付言するならば、永祿八年(一五六五)六月十九日付山口奉行衆宛毛利氏奉行人連署奉書では、松崎天満宮の神事料に関する「六和利」裁定の基準として特に「以郡納反錢准拠」という文言を用いている。したがって、「古錢」から「当料」への換算率「和利」は、段錢などを基準に毛利氏のもとで決定される性格のものであり、段錢が賦課される所領を持つ給人たちも当然それを承知して「古錢」額に対する「当料」額納入をはたしていたものと思われる。

### 永代売渡申下地之事

合三段分錢壹貫八百目足

右之在所者、西条東村世帳田行富名之内田中三反之事、蔵田先祖以來(安芸備後守)爲作職抱置候、依用有之ニ付而、代物米式斗入四十俵、末代売渡申所実正也、以此旨子々孫々ニ至迄、無相違可有御知行候、爲地頭役納所段錢三段二百目錢(四十文)古錢也、但南京ニノ九百文每秋可有御收納候、又三年ニ一度きはうせん是あり、(中略)

蔵田次郎右衛門尉  
秀信

天正十四年(一五六六)丙戌正月十一日

正力財満孫右衛門尉殿兄亀子代仁参

更にこの史料は、蔵田秀信なる人物が三段の土地の「作職」を売却したことを示す売券である。すなわち、売却地に賦課されるものは、「地頭役納所段錢」として、「三段二百目錢(四十文)古錢」であり、これは「南京」(錢)九百文として秋に収納するものとされていたのである。先程は、給地の事例であったが、この場合は「西条東村世帳田行富名之内田中三反」の「作職」売買に関する史料であり、これによって「古錢」基準―「当料」(南京錢など)納入のしくみが在地・名レベルにまで存在していたことが確認できたのである。

したがって、毛利氏領国のなかでも段錢の継承基準額が存在した地域では、このような「古錢」基準―「当料」納入が段錢収納の実態であったものと思われる。しかも、すでにいくつかの事例で確認したように、段錢の南京錢での納入は毛利氏領国ではごく一般的に見受けられる。この南京錢は、多くの撰錢令で悪錢に指定されるような低品質の貨幣であったが、毛利氏領国ではかなり広範囲に、しかも大量に使用されていたことが多くの史料で確かめられる。しかも重要なことは、この南京錢が大名家の主要な財源となる段錢の納入貨幣として現われていることである。この点は、大内氏による段錢の精錢納入指令とは随分趣きを異にしていると言わねばならない。

それでは、大名権力が直接関与することのない一般の貨幣流通のあり方はどうであろうか。これは言うまでもなく、現行通用貨幣の「当料」(額)で動いていたことは間違いない。少なくとも、「古錢」など前代から継承したような固定基準額の無い地域では、通用貨幣での実際の額である「当料」のみが存在していたはずであり、本来それが一般的であったものと思われる。たとえば、石見国都賀行の山役が「大小家数南京百文充可出事」と規定されていたり、屋敷錢徴収の下札に「四百文定但当料」と記されているのは、まさにそのことを物語っている。

したがって、毛利氏に関する限り、大内氏とは異なり、精銭獲得を貨幣政策の主要課題としていたことはうかがわれず、しかも精銭・悪銭混用率の設定などの事例も現在のところ確認できない。すなわち毛利氏時代には、大内氏時代に成立した有名寺社の仏神事料や岡田教に基づく段銭額および段別額が固定基準額「古銭」として継承されていたが、実際は貨幣価値の変化に応じた一定の換算率「和利」によって算出される現行流通貨幣（南京銭など）での相当額が「当料」として通用していたのである。したがって、「国」支配権を握る毛利氏に求められたものは、換算率をめぐる紛争の解決であり、その裁定権を委ねられていたのである。

また、大内氏時代と異なる状況として重要なものに銀貨幣の流通がある。大内氏時代にも無くはなかったが、石見銀山の領有問題が決着した毛利氏時代、特に元亀・天正年間には銀が支払手段として使用される事例が急増加する。毛利氏自身は、石見銀山で量産が進む銀について「少茂自余之御用ニ不被仕、御弓矢之可被御用候」と考えていたようで、具体的には籠城中の鳥取城への送進や備中成羽でのうり米買得などに使用したことが確認できる。また、元亀二年（一五七二）の敵島遷宮の際には、京都から下向してきた吉田兼右に「路料」（旅費）として銀が渡されており、流通貨幣としての銀の幅広い需要についてうかがい知ることができるとが、したがって、精銭（銅銭）の獲得に重きを置かず、混用率よりも換算率に主要な関心を払う毛利氏の貨幣に対する姿勢は、単に大内氏との経済政策の違いというよりは、銀貨幣の流通という貨幣流通経済そのものの歴史的な段階差に基づくものであったと思われる。

さて、これまで大内氏から毛利氏への基準額の継承について長々と述べてきた。しかし、言うまでもなく、毛利氏領国はかつて大内氏領国であった地域だけで構成されていたわけではない。したがって、当然それ以外の地域にも目を向ける必要がある。

太神宮御供料 安芸国御旦那御寄進之事

備後重長之内行任名 作人 児玉新兵衛尉  
塩屋四郎左衛門尉  
五段 サトウフ川ノ内朝光名

（中略）

拾貳貫文 山中守護反銭 田原越中殿  
請取可申候、古銭  
児玉彦四郎殿

一段 於周防国弘治三年ヨリ  
三拾石 隆元御寄進

太神宮御師  
村山四郎大夫武恒（花押）

この文書は、伊勢神宮の御師である村山武恒が安芸国の檀那衆から寄進を受けたものについて記録したものである。正確な年代比定は難しいが、記載文言により弘治三年（一五五七）から永祿十年（一五六七）までの間に作成されたものと推測できる。

まず、右の史料では、「拾貳貫文 山中守護反銭」という記載が見受けられるが、これは天文十九年（一五五〇）十一月二日に元就によって寄進されたものである。備後国世羅郡山中は、もともと守護山名氏の支配下にあった地域であるが、応仁の乱のころ、東軍山名是豊の要害があったこの地を西軍山名政豊に属す毛利豊元が攻略し、拝領してからは毛利氏の直轄領となった模様で、その後数名の人物に対して部分的に知行地が宛行われている。しかも、天正六年（一五七八）正月廿日には、輝元から粟屋元種に対して「山中四ヶ郷代官職」が「任田原手次」せて申し付けられており、田原氏は少なくともこの時期までは毛利氏の直轄領である山中の地で代官として現地支配にあたっていたと思われる。

したがって、毛利氏から村山氏に寄進された山中守護段銭十二貫文（古銭）額は、村山氏が現地の代官である田原越中から受け取っていたものと理解される。つまりこれは、毛利氏が備後国守護山名氏の所持していた段銭賦課権を受け継ぐとともに、その段銭額をやはり「古銭」額として継承していたことを示すものである。

但し、言うまでもなくこの「古銭」は、他の地域の「古銭」と継承基

準額という点では同じであつても、額そのものは成立の時期も歴史的背景もまったく異なるものであり、毛利氏の対応の仕方それぞれ個別的なものであつたと推測される。

また、段銭と並ぶ大名権力の課役に軍役があるが、その賦課基準となつたものが貫高である。戦国大名毛利氏の軍事力編成の展開を明らかにさせた秋山伸隆氏によれば、毛利氏は戦国大名に転化する段階においてすでに軍役の数量的規定を実現していたが、その軍事力編成は真に統一的・体系的なものではなく、天正年間に至つても国人領主的なあり方を完全に脱却していかなかったとされる。更に、その背景には重層性を持つ貫高の併存があり、こうした構造は惣国検地の施行に至るまで克服されなかつたと述べられている<sup>(4)</sup>。

その言の通り、毛利氏領国では、郷村貫高をはじめとする種々の異なる貫高が石高とともに併存しており、毛利氏としては検地等の実施によつてそれらを一元化できないまま領国支配を進めていたのであり、その意味で毛利氏領国における種々の貫高は、均質でない個別の基準高として段銭額や仏神事料などと同様の性格を持っていたと言えるのである。

すなわち、毛利氏は、領国拡大に伴う新占領地の支配をおおむね先行権力の支配方式に則る形で進めていたが、その支配体制のなかにおける数値的なもの、たとえば段銭額や有名寺社の仏神事料などの額も「古銭」として継承していたのであり、その継承基準額「古銭」と通用貨幣での相当額「当料」、および換算率「和利」に重大な関心を払っていたものと思われる。そして当然ながら、領国内諸地域におけるこれら継承基準額は、貫高も含めてそれぞれが地域的特性を持ち、成立事情も歴史的に異なる、いわば本来意味内容のまったく異なる個別のものであつた。したがつて、毛利氏が統一的な施策を実施してゆく前提として、これら不均質な基準額の均質化・統一化が最重要課題として存在していたと言ふことができるのである。

註(1) 『国史大辞典』(吉川弘文館)の「精銭」の項目には、「西国で

は古銭、東国では永楽銭が精銭として尊重された」とある。

(2) (3) (4) 「興隆寺文書」(山口県文書館所蔵)

(5) すべて『長門国忌宮神社文書』。

(6) 「長門府中 二宮神社寺由来書」(『防長寺社由来 第七巻』所収)

(7) 尊信は、慶長四年十月廿七日に神宮寺住持職に補任されている

(『忌宮神社文書』)。

(8) (慶長廿年)三月三日付二宮大宮司宛長願寺尊印書状には「明後

五日如法経可致社納候、仍御戸開料古銭貳拾貳送進之候」とあり、

「古銭貳拾貳」||「壹貫貳百文」が確認できる(『忌宮神社文書』)。

(9) 『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』三四二号、天正七年

二月廿日付毛利氏奉行下夫荷条目。『大日本古文書 家わけ第二十

東福寺文書』四六四号、弘治三年十二月晦日付東福寺領周防得地

保正税米日記。

(10) 小葉田氏前掲書(二二八・二二九頁)では、「当料の意味は明か

でないが、所謂悪銭には相違なく、あるいは「吾人の想像によれ

ば、当料なるものは、寧ろ通用銭を表はしたもので、古銭は一つの

価値基準となつてゐるのであるまいか」と述べられている。「古銭」・

「当料」については、筆者も近い考え方を持っているが、小葉田氏

との相違点として、氏が両者を同時期における精銭と悪銭に限定さ

れるのに対し、筆者は継承基準額としての「古銭」と現行通用貨幣

額としての「当料」という点を強調したい。

(11) (E)：「松崎神社文書」(東京大学史料編纂所架蔵影写本)、(F)：

「宮市天満宮文書」(『防長風土注進案10 三田尻宰判下』所収)。

なお、(E)の文書は「宮市天満宮文書」中にもあるが、「清料」の部

分を「請料」としている。くずし字の場合、両者はよく似た表記と

なるが、筆者は正確を期すため影写本に拠つた。他の史料において

も原文書がある場合にはそれから判断した。

(12) 「松崎神社文書」

(13) 年欠六月十日付松崎大専坊宛吉見弘頼・野田與方連署書状(『宮

市天満宮文書」では、「宮政所」と「山口政所」が見受けられる。本文掲載史料の「政所」を山口政所と解釈したのは、「毎年御下行銭、從御政所方請取申」という文言によるが、大内氏からの下行銭を天満宮内の「宮政所」を通して受け取ったと解釈することもできる。いずれにせよ、本稿の論旨には影響ない。

(14) 「松崎神社文書」

(15) 藤木氏は、「和利」を精銭と悪銭とを結び体系化する混入換算率法とされるが、本稿ではそのようには理解しない。「和利」とは、本来異種貨幣の比価・換算率を意味していたものであったものが、次第にその内容が発展し、継承基準額に対する現行通用貨幣での換算率をも意味するようになったものと思われる。

(16) 「宮市天満宮文書」

(17) 『忌宮神社文書』永祿十二年八月十三日付二宮大宮司宛毛利氏奉行衆連署奉書

(18) 大内氏が「利平」目的のために豊前国で実施していた「御預銭」は「御公銭」とも呼ばれており、本文掲載史料の「御公銭」を同様のもの（毛利氏による公金貸付）と想定することも可能だが、現在のところ具体的事例は見出せない。

(19) 筑前国でも「清料」基準、「当料」使用、および「和利」の存在が確認できる（天文十七年二月十六日付鳥飼俊久契状△鳥飼文書）。年欠卯月廿一日付鳥飼俊久外二名連署申状案△「明光寺文書」。吉良国光氏の御教示による。

(20) 「卷子本厳島文書」五二号（『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』所収）

(21) 「桂文書所収厳島文書」一号（『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』所収）

(22) 「厳島野坂文書」一五六八号

(23) 都濃郡須々万段銭徴符（永祿三年五月、『防長風土注進案8 都濃宰判』・玖珂郡伊賀道郷段銭徴符（永祿四年六月十四日、『河田文書』・玖珂郡本郷北方段銭徴符（永祿四年六月廿九日、『譜

録わ18 渡辺三郎左衛門直）

(24) 松浦義則氏「戦国大名毛利氏の領国支配機構の進展」（『日本史研究』一六八号、一九七六年）

(25) 岸田裕之氏「室町戦国期における諸権力の岡田支配と村落農民」（『日本史研究』一七二号、一九七六年、のち同氏『大名領国の構成的展開』第二編に収録へ一九八三年）

(26) 『萩藩閥閥録』巻六〇 門田長左衛門

(27) 史料文言として、「安元龍下候て廿四五ヶ年致在城」が見え、弘治三年の占領以来の在番と推測するならば、二十四・五年後は天正九・十年にあたる。

(28) 「古銭」での段別額は三十文となり、これは岡田の春段銭の段別額（三〇・九文）にはほぼ等しい（岸田氏前掲論文参照）。

(29) 「松崎神社文書」

(30) 「石井文書」（『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』所収）

(31) 「地頭役納所段銭」のどこを区切って読むかによって解釈は異なるが、「三段二百目銭<sub>四十文</sub> 古銭」については、三段のうち二段が「古銭」額で段別四十文の所領で、残り一段が段別二十文の所領という意味と推測される。

(32) 永祿十一年八月五日付周防国都濃郡富海并安芸国佐東府中内打渡坪付（『譜録 山県弥三左衛門朝次』・天正五年三月十一日付吉川経家領分加増段銭請取状影写（『附録 石見吉川家文書』へ『大日本古文書 家わけ第九 吉川家文書別集』所収）・天正十五年十二月二日付厳島社領安芸国佐西郡吉和東分米銭算用状（『厳島野坂文書』一七〇九号など）。

(33) 打平（うちひらめ）と並ぶ最も粗悪な銭として、永正二年以降の室町幕府の撰銭令では取り除くことが定められ、永祿十二年の織田信長の「精選條々」では打平とともに精銭の十分の一の価値と規定されている。

(34) 『萩藩閥閥録』巻九五 柳沢九左衛門

(35) 「新善坊文書」〔防長風土注進案14 小郡宰判〕所収

(36) 『毛利家文書』八四〇号、元龜二年六月廿六日付粟屋内蔵丞宛吉

川元春外三名連署書状

(37) 「石見吉川家文書」

(38) 「譜録 二宮太郎右衛門辰相」〔広島県史 古代中世資料編Ⅴ〕

所収)

(39) 「敵島野坂文書」一七〇七号

(40) 「贈村山家証文」〔広島県史 古代中世資料編Ⅴ〕所収) 伊勢御

師村山武恒檀那寄進注文

(41) 安芸国檀那衆の中に永禄十年三月七日に没した「赤川左京(元保)」

の名が見える。

(42) 「贈村山家証文」

(43) 「譜録 粟屋帯刀元忠」〔広島県史 古代中世資料編Ⅴ〕所収)

(44) 「戦国大名毛利氏の軍事力編成の展開」〔古文書研究〕一五号、

一九八〇年)

### 三 豊臣期毛利氏の基準銭創出とその意義

#### 1 基準銭「鍛」と惣国検地

本章本節では、豊臣政権下の毛利氏領国において、毛利氏によって新たに設定された基準貨幣(額)について明らかにするとともに、それをふまえて惣国検地実施の歴史的意義についてあらためて検討をおこないたい。

豊臣政権への服属以降、毛利氏権力の専制化と領国支配の強化が進められたことは、すでに指摘されている。そうしたなか、天正十四年(一五八六)には分国法令として有名な「分国掟之条々」が発令された。そのなかで特に注目すべきは、二箇条めの「渡舟定之事」であり、人・荷物・荷馬などの運賃が「南京(銭)」をもって規定されている。それは、豊臣政権下に入った毛利氏が、領国内諸地域に対する統一政策の一環と

して制定した通行料規定であるが、特に南京銭を基準貨幣として採用していることが重要であり、その背景として当時の在地における南京銭の幅広い流通状況をうかがうことができる。

さて、領国支配の強化は検地による領国内所領の正確な把握によって推進されるが、豊臣政権下に入ったのちの毛利氏領国では天正十一年(一五八三)に防長の寺社領、同十三年(一五八五)に備後地域において検地が部分的に実施されることが確認される。そして、天正十五年(一五八七)からは統一的な知行制と軍役体系の確立に向けて、全国規模で惣国検地が開始されたのである。

惣国検地は、現在残されている数多くの打渡坪付からその内容がうかがえるが、一段Ⅱ三六〇歩制による面積表示のほか、特に田地に分米、畠地に分銭を付して名請人を確定しているところに特徴がある。そして重要なことは、その畠代銭の基準銭として「鍛」なる貨幣が採用されていることである。これは、「ちゃん」と発音されたいが、これこそが統一政権下の毛利氏領国において、新たな基準貨幣として重要な役割をはたすことになったのである。

それでは、「鍛」とはいったいどのようなものであろうか。詳しいことは不明だが、まったく実体の伴わない単なる貨幣額表示ではなかったようで、流通貨幣としての事例が多く見出される。たとえば、毛利氏は備後国尾道の商人渋谷氏との間で金銭の預け置きや借り出しなどをおこなっていたが、その際の貨幣の授受に「鍛」が使用されている。また、天正十四年(一五八六)六月廿二日付仁保元棟領地付立案でも出雲国美保関における収入として「当料<sup>①</sup>チャン」が登場しており、もともと流通銭として存在していたものを毛利氏が基準銭として採用したものと思われる。

さて、これまでの研究では、惣国検地においていわゆる「石貫」制が採用されていたことが明らかにされている。この「石貫」制とは、もともと大内氏時代から存在したもので、「和市の公定ではなく、地域の慣行を越えて大名権力が諸役賦課の基準たる家臣の知行高を数量把握する



ための便宜的な数値（一石＝一貫）<sup>(1)</sup>と言われている。確かにその通りと思われるが、この惣国検地のもとの「石貫」制に限っては若干趣きを異にしている。

それでは、その実態を石見国益田家領の事例を通して明らかにしたい。

石州美濃郡之内御検地目録之事

合 益田元祥領

一田数百三拾貳町五十歩 白上郷

(中略)

田数千六百七拾九町四段大卅五歩

分米九千八百五拾三石三斗六升

以上畠数七百廿一町八段半五十歩

代千貳百拾六貫百三十五文

代六拾一貫貳百五十八文諸市浦錢  
舟役共

已上代千貳百七拾七貫三百九十三文銀

米二ノ

千貳百七拾七石三斗九升三合但和  
京判石貫

并米一万千百三拾石七斗五升三合代方加之

屋敷数三千百卅一ヶ所

諸市浦屋敷共二

右打渡之前目録如件、

天正一九十九年正月十一日

国司 雅楽允（花押）  
内藤 余三右衛門尉  
長井 右衛門大夫

益田伊豆守殿

宅野不休軒

増野以雲軒

長い文書なので、最初と最後の部分のみを引用したが、内容的には田

地の分米とは別に畠地・諸市浦錢・舟役が分錢で表わされており、右の史料によるとその合計額が「銀」で示されていることがまずわかる。そして注目すべきは、分錢の石高への換算（一石＝一貫）<sup>(2)</sup>について特に「但和市京判石貫」と記している点である。ここに見える「京判」とは、当該期では間違いなく京枡を表わしている。惣国検地関係の史料で、このほかに京枡との関係を示すものは現段階では僅かを確認するだけだが、毛利氏関係の史料を検索すると、惣国検地の実施を境に、それまでの種々の枡に代わって「京判」・「京盤」といった、京枡を指すと思われる言葉が数多く登場し始めることに気づく。

すなわち、惣国検地における「石貫」制とは、「京枡」と「銀」とを一石＝一貫で結ぶもので、ここに統一基準による領国内所領の数量的把握（石高）が可能となったのであり、しかもこれを機に毛利氏は、京枡を公的な枡として位置づけることになったものと推測される。

そもそも毛利氏の領国支配は、原則として先行権力の支配のあり方を踏襲するものであり、その知行制も多様な所領構成に規定されて、一様なものではなかった。すなわち、領国内の諸地域における「石高」や「貫高」はそれぞれが本来歴史的な性格を異にしており、毛利氏は「石貫」制によってそれらを形式的に統一しているにすぎなかった。したがって、領国規模で真に統一的な知行制および軍役体系を確立するためには、何よりもまず統一基準による領国内所領の数量的把握が必要だったのである。惣国検地は、こうした歴史的要請のもとに実施された政策であり、分錢基準の統一と分米基準の統一にそれぞれ「銀」と「京判（＝京枡）」が採用され、それが「石貫」制で結ばれることによって初めて、ここに統一基準による領国内所領の数量的把握（石高）が可能となったのである。

さて、その後に実施された検地でも分錢表示として「銀」が確認される。たとえば、文禄四年（一五九五）正月に周防国山口で町検地が実施され、寺領の一部が町屋敷に組み入れられることになった龍福寺に対して代所が渡されているが、その打渡坪付の畠地の分錢として「銀」表示

が見られる。また、同月廿日に「新町替」として善福寺に打渡された宇野令の畠地の分銭も、同様に「鍛」で表示されているのである。<sup>(23)</sup>

しかも、「鍛」表示は畠地の分銭に限ったことではない。惣国検地の実施によって段銭は整理の方向に向い、賦課の基準であった岡田・平田などの土地種別も解消されることになったが、一部の地域（多くは寄進地）では、惣国検地の実施以後においても段銭の残存が認められる。しかし、その段別額表示はもはやかつての「古銭」ではなく、新たな「鍛」による表示となっているのである。<sup>(24)</sup> 先述した西条守護段銭の場合、三十二貫文の固定基準額に対して永禄六年当時は南京銭で九十六貫文の収納であったが、天正十七年（一五八九）の惣国検地を経た同十九年（一五九一）の史料では「一、鍛三拾貳貫文 西条御反銭」となっている。しかも、天正十七年の敲島社祭料并御供田辻付立によれば、「一、反銭 鍛九拾六貫文 御灯明領」のように、文書の上で旧来の貨幣額が「鍛」表示額に修正されていることが確認され、やはり惣国検地に伴って段銭納入額の表示が改められたことがうかがえるのである。

更に、やはり先述した備後国山中守護段銭の事例であるが、これも同様に「古銭」から「鍛」への変化が確認される。

(A) 御神領之覚

- 一 九石参斗七升三合 備後重永
- 一 参石九斗 横田
- 一 貳石五斗八升 佐々部
- 一 六石五升 深川

但御反銭鍛貳拾四貫文之分  
備後山中

(後略)

(23)

(B) 御神領之覚

- 一 壹石五升代在所備後重永内行遠名、御檢地にて九石三斗七升三合、

屋敷三ヶ所、

(中略)

一 拾貳貫文備後山中、但鍛廿四メ參候、  
元就様御寄進 天文十九年十一月二日

(後略)

(24)

史料年代としては、天正廿年（一五九二）正月廿九日付御師村山大夫宛佐世元嘉・二宮就辰連署打渡状に見える所領石高と数値のうえで一致することから、両者とも備後国における惣国検地の実施（天正十九年）以後に作成されたものと言える。そして、右の史料からわかることは、(A)から一石〓鍛一貫文の「石貫」制の存在と、(B)からかつて「古銭」で十二貫文とされていた山中守護段銭が、新たに「鍛」二十四貫文の収納として村山家によって把握されている事実である。

なお、西条守護段銭が三十二貫文のまま「鍛」表示に修正されたのに対し、山中守護段銭の場合は「古銭」額が二倍に換算されている点に違いが認められるが、これは惣国検地の実施過程で歴史的に異なる成立事情を持つ個別の固定基準額を統一基準で調整し直した結果によるものと思われる。

このように、畠地の分銭に限らず、前代から固定基準額として継承されてきた段銭額も「鍛」で評価し直されたということは、惣国検地の実施が単なる所領の数量的把握にとどまらず、領国内の諸地域に歴史的に成立していた異なる質の個別の基準額の均質化を伴うものであったと言えるのである。

以上述べてきたように、天正の惣国検地の実施は、基準銭「鍛」と基準枮「京枮」を構成要素とする「石貫」制の採用を伴い、この新たに創出した統一基準によって「古銭」などの継承基準額の均質化を含めた領国内所領の数量的把握が達成され、ここについて毛利氏は領国規模での統一的な知行制および軍役体系を確立しえたのである。

2 文禄期年貢錢納の一形態

一 備中国神島年貢算用状について

惣国検地は、天正十五年（一五八七）より文禄元年（一五九二）にかけておこなわれ、その範圍は八箇国の規模に及んだが、領国内の一部には検地が実施されなかったか、あるいは惣国検地の様式が適用されなかった地域が存在している。したがって、このことについて言及しておかなければ、惣国検地を全領国一律に実施された画期的政策と過大評価してしまふ恐れがあるので、本節において特に触れておきたい。

備中国小田郡笠岡の南方海上にある神島（こののしま）は、能島村上氏の所領であったが、この島に関して天正廿年（一五九二）および文禄二年（一五九三）の二ヶ年分の年貢算用状が残されている。この時期の年貢算用状自体めずらしいものであるうえに、田畠の種別は不明ながらも土地の評価として特に「古錢辻」を使用していることが注目され、これによる限り惣国検地の成果がそのまま現われていないのである。備中国小田郡では、天正十九年に惣国検地が実施されており、打渡坪付も残されているが、この地域は伝領の關係か、あるいは島嶼部であったために惣国検地の適用をまぬがれた可能性がある。とすれば、この史料によって惣国検地が実施される以前からのこの地域における年貢収納、特に代錢納の実態について明らかにすることができると思われる。そこで以下、二ヶ年分の算用状の内容を比較しながら分析を加えたい。

神島内外土貢前御算用之事

（一五九二）  
天正廿年分

兩浦合古錢辻拾八貫九十四文  
右ノ内五貫四百九十八文 永荒ニ引、

壹貫十二文 去年荒ニ引之、

貳貫九百五十五文 当荒引之、

貳百六十八文 公方成ニ引之、

引残而定代九貫三百六拾壹文

為鍛ニ拾八貫七百廿二文定

右ノ内六百八十八文 未進有之、

猶残而拾八貫卅四文之定

壹貫八百三文 十分一ニ引之、

貳貫文 兩浦之草遺給引之、

四百五十文 兩浦くう料引之、

定残而拾三貫七百八十壹文之調也、

内外塩辻御算用之事

兩浦合而四拾三俵壹斗七合定

但三斗入

右ノ内六俵外ノ荒ニ引之、

五俵内ノ荒ニ引之、

壹俵兩浦とねニ指置、

引残而三拾壹俵壹斗七合之定

右為代ニ貳貫五百七文

但壹俵八十文あて

兩所合而拾六貫貳百八十八文定

以上

拾月廿八日

矢野 助藏（花押）  
松山 善兵衛（花押）

神島代成御算用之事

（一五九三）  
文禄貳年分

一 兩浦古錢辻拾八貫五百廿五文  
右之内五貫五百文 永荒ニ引之、

壹貫三百十二文 去々年荒引之、

貳貫百文 去年荒ニ引之、但高麗夫之跡

残而九貫六百十三文内

貳貫三百八十文 田方曰損、但立才也

猶残而七貫貳百卅三文

右為鍛<sup>ニ</sup>

拾四貫四百六十六文内

老貫四百四十六文 十分一<sup>ニ</sup>引之、

貳貫文 兩浦草造給<sup>ニ</sup>引之、

六百五十文 五人分くら<sup>ニ</sup>引之、

定<sup>夕</sup>拾貫三百七十文

兩浦塩成分

合四十三俵一斗七合内

六俵外灘之荒<sup>ニ</sup>引之、

五俵内浦荒<sup>ニ</sup>引之、

老俵兩浦刀拵<sup>ニ</sup>遣之、

残而三十老俵一斗七合

右為代<sup>ニ</sup>貳貫百七十八文 但右別百四十三宛

此辻合拾貳貫五百四十八文定

以上

助藏(花押)  
七郎右(花押)

神島「兩浦」とは、島の南部である外浦と北部である内浦の兩地域を合わせた呼称であり、近世の検地帳によれば田地よりも島地が多く、しかも古くから塩の生産地でもあった。

さて、右の二点の史料によると、まず神島兩浦が「古錢辻」で表わされていることが注目され、これは「田方日損」という記載からもわかるように、田地と島地とを合わせた土地評価額であったと推測される。そして、この「古錢辻」から「永荒」や「去年荒」などの数値が差し引かれたのち、二倍の換算率で「鍛」に換算され、更に「十分一」・「兩浦(之)草造給」などが差し引かれて実際の年貢額が算出され、「兩浦の塩年貢(三十一俵一斗七合)の売却代金と合計して一年間の収納額が決定

されているのである。また、神島現地には「兩浦(之)草造」や「兩浦刀拵」が居て、年貢錢徴収や塩の売却に関与していたことがうかがわれ、この算用状の作成者(差出者)はこのような経営をおこなうために能島村上氏によって派遣された代官であったと推測される。

以上から、年貢収納(代錢納)の一形態として、土地評価額としての「古錢辻」から種々の控除をおこない、一定の換算率で貨幣額を算出したのち、更に控除をおこなった残額を収納するというしくみを明らかにすることができた。言うまでもなく、ここに登場した「鍛」は基準貨幣額を示すのではなく、流通貨幣そのものである。

神島御方様御存口之内、俊成木工進給相除、古錢拾貳貫五百文相定  
預り申候、時々わりを立、春秋<sup>ニ</sup>半分宛調下可進上申候、勿論公事  
足之儀者、何時茂任御用<sup>ニ</sup>可申付候、為後日如此候、恐惶謹言、

文禄三年

九月十二日

元吉様<sup>參</sup>人々御中

景広(花押)

また右の文書<sup>28)</sup>は、能島村上氏の庶家であり、笠岡城主をつとめたこともある村上景広が、惣領家の村上元吉から神島を俊成木工進(能島村上氏の家臣<sup>29)</sup>)給を除いて預かったことを示すものである。そして、先の年貢算用状の事例を参考にこの文書を解釈するならば、「古錢拾貳貫五百文」とは年貢額そのものを指すのではなく、土地評価額であるとともに年貢基準額であって、この数値を基礎に「時々わりを立」て、景広が惣領家に対して年貢錢を春と秋の二度に分けて半分宛納入することになっていたものと思われる。すなわち、この「わり」が「古錢」から「鍛」への換算率を示し、また「時々」とあるように、これは決して固定化されたものではなかったと推測されるのである。

以上、備中国小田郡神島は、惣領検地が実施された八箇国の中にも含まれながらも、その適用を受けておらず、文禄年間に至ってもなお土地評

価額としての「古銭辻」を基準とする年貢銭納が続けられており、そこでは古銭額の「わり」換算のもと、流通銭「鍛」による収納がはたされていたのである。

註(1) 松浦氏前掲論文

(2) 「天野毛利文書」(『広島県史 古代中世資料編Ⅴ』所収)

(3) 朝鮮出兵開始直後の天正廿年八月に秀吉は、京都・大坂から肥前名護屋までの次舟・次夫・次馬の整備をおこなっており、海陸の交通拠点の各奉行に「精銭百貫文」を渡付して公用輸送の円滑化をはかっている。その際、各種の貨銀は「精銭」によって規定されているほか、付帯文言として「但、奉行相紛悪銭を遣候ハム、御定のこたく何銭にても増を入可請取事」とあり、当時の貨幣通用の一端をうかがうことができる(『卷子本敵島文書』八九・九〇号へ『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』所収)、『萩藩閩録遺漏』卷三の三「都濃郡花岡地蔵院什書」)。

(4) 『防長寺社証文』惣社八幡一九号・祇園五号・周防国分寺六〇号・天満宮社僧大専坊四五号

(5) 「渋谷文書」(渋谷辰男氏所蔵)五七号、「三宅文書」二号、「三吉文書」五号(『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』所収)

(6) 惣国検地の際、畠地の分銭を「ちゃん」と記したものが確認される。たとえば、天正十七年敵島社領周防国玖珂郡山代検見帳(『野坂文書』五二号)。

(7) 天正十六年の周防国大滝村田畠帳(『大竹市史 史料編第二巻』所収)では、畠地の分銭がすでに「鍛」で示されており、「鍛」の採用は惣国検地の初期からのものであったことが確認される。なお、天正十三年七月廿七日付備後国品治郡岩成荘打渡坪付(『渋谷文書』五七号へ『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』所収)と同十五年九月廿八日付備後国上御領内給地打渡坪付(『三戸文書』へ『防長風土注進案11 徳地宰判』所収)とは、備後国で部分的に実施された

検地が畠の分銭に永楽銭を用いていたことがわかるきわめて貴重な史料である。その背景を知ることができないが、惣国検地の実施直前まで基準銭の模索がなされていた状況がうかがえる。

(8) 「渋谷文書」

(9) 「敵島野坂文書」一一九八号

(10) 「鍛」が特定の種類の一種類の貨幣であるのか、それとも数種の貨幣をまとめて称したのかについては不明である。ただ、管見によれば、「鍛」の初見は天正五年十一月三日の備中国における段銭納入の史料(備中 吉備津神社文書)へ『岡山県古文書集 第二輯』所収)である。一種類の特定貨幣がこの時期に大量に日本に流入した状況は想定しにくいので、数種の貨幣をまとめて「鍛」と称したのではあるまいか。

(11) 加藤益幹氏「戦国・織豊期毛利氏の『石貫』制について」(『史学雑誌』八六一―二八一―九七八年)

(12) 「益田文書」第三十四

(13) 宝月圭吾氏『中世量制史の研究』(一九六一年)

(14) 天正十七年十二月八日付樅木次右衛門尉宛長門国美祢郡青景郷打渡坪付に「畠数五段 代五百六十文 米<sub>ニ</sub>ノ 三斗三升六合 貫別六斗宛」とある(下関市住吉神社「樅木家文書」)。

(15) 天正廿年九月四日付右衛門尉初穂寄進状(『堀江文書』一四号へ『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』所収)など。

(16) 惣国検地では、当初から一石<sub>一</sub>貫の換算が適用されたわけではない。周防国では貫別六斗、長門国では貫別五斗ないしは六斗の算定方式が採られており、本来地域的な差を持つものであったことがわかる。しかしそれでも、最終的には一石<sub>一</sub>貫の換算で数値の修正がなされていることが文書のうえでも確認でき、惣国検地の終了段階では統一基準による領国内所領の数量的把握の実現をみたものと思われる。

(17) 惣国検地以後の榊の史料としては、厳島社に対する供米や神田内  
検の結果の年貢米などの表示に「京舛」<sup>(整)</sup>の使用が確認される。

(18) 川岡勉氏は、大内氏が年貢収納榊の基準統一を背景とした一石  
一貫の換算率の設定によって、ともかく分国全体にわたる統一的な  
知行制を展開していたとされている(同氏「中世後期の貫高制と  
『石高制』」へ「ヒストリア」一一二号、一九八六年〇三九頁)。  
とするならば、全領国規模での統一的な知行制・軍役体系の確立は  
大内氏によってすでに指向され、その一応の成果を毛利氏が受けつ  
ぎ、豊臣政権下において達成したものとみなすことができよう。

(19) 「龍福寺」(『防長寺社証文』所収)

(20) 「善福寺文書」(『防長風土注進案13 山口宰判下』所収)

(21) 「厳島野坂文書」一五八九号

(22) 「野坂文書」一四八号(1)

(23) 「贈村山家証文」二号、伊勢神宮神領覚書

(24) 「贈村山家証文」一号、伊勢神宮神領覚書

(25) 「村山証文」五号、毛利氏奉行人連署伊勢神領打渡状(『広島県  
史 古代中世資料編V』所収)

(26) 畠分銭に「古銭」を用いた例としては、天正十四年十一月二日付  
沼間田民部丞寺領引渡状(『愛媛県史 資料編 古代・中世』所収

「大洲旧記10 上吾川村」をはじめとする伊予国における「分銭  
古」と、同十六年十一月廿一日付宗像社家分式百町田畠辻(『宗像  
神社文書』)や同十九年十二月廿日付糟屋郡穂波郡式百石賦打渡状  
(『萩藩閩録遺漏』卷二の二 国貞平左衛門)などの筑前国にお  
ける「分古銭」(「分銭古」)を挙げることができる。そしてこれら  
は、天正十三年に伊予国を、同十五年に筑前国を秀吉から与えられ  
た小早川隆景が現状把握を主眼として新知行地に対して実施した、  
「指出」を基本とする検地方式によるものであったと推測される。  
(27) 天正十九年十一月廿四日付洞松寺領打渡坪付(『岡山県古文書集  
第一輯』所収「洞松寺文書」)、秋山伸隆氏の御教示による。

(28) 「村上家文書」(山口県文書館所蔵)、岸田裕之氏の御教示によ  
る。

(29) 「村上家文書」

(30) 「俊成文書」(『愛媛県史 資料編 古代・中世』所収) 天正十二  
年十月六日付俊成左京進宛村上武吉宛行状では、「一所 忽那島俊  
成名、老貫二百五十文」とあり、俊成氏は忽那島俊成名を本拠とす  
る能島村上氏の家臣と推測される。

### おわりに

以上、大内氏の事例をふまえ、戦国大名毛利氏の貨幣政策について、  
豊臣期に至るまで三章にわたって検討を加えてきた。明らかにした諸事  
実をいま一度整理するとともに、近世初期の状況について述べ、最後に  
戦国大名研究へのささやかな提言をおこなって本稿を閉じることにした  
い。

大内氏の貨幣政策は、領国内での円滑な貨幣流通を優先とした撰銭禁  
止をその基調としており、「撰書」に見られる悪銭での売買禁止や精銭・  
悪銭混用率の設定は、領国支配の見地からなされたものと言える。しか  
し、その一方で大内氏は、大名財政の見地から精銭獲得にも積極的で、  
その需要の一つに遠隔地交易が確認される。またこの時代、基準銭であ  
る「清銭」で見積もられた「清銭」額が貨幣通用のうえでの基準額とし  
て成立しており、これが大内氏はもとより、のちの毛利氏の領国支配に  
とっても重要な役割をはたすことになったのである。

毛利氏は、領国拡大に伴う新占領地の支配を先行権力の支配方式に則  
ることを施政方針としたが、同様に貨幣額など数値的なものも前代す  
でに成立していた基準額を「古銭」額として継承し、領国支配を進めてゆ  
くうえでの基礎とした。したがって、毛利氏領国内の継承基準額が存在  
した地域では、その「古銭」額とそれに相当する通用貨幣での「当料」  
額とが併存していたはずで、大名権力はもとより、それ以下の諸階層の

人々も当然これに直面し、日常生活の中で関与せざるを得なかったものと思われる。とりわけ毛利氏としては、継承基準額としての「古銭」額を把握して領国支配を進めるとともに、「当料」額への換算率「和利」の最終決定権を握ることによって領国の公儀たりのえたのである。しかも毛利氏においては、撰銭の禁止や精銭・悪銭混用率の設定、もしくは段銭の精銭納原則といった流通貨幣そのものに対する政策の実施事例を現在のところ確認することができない。したがって、大内氏や後北条氏と異なり毛利氏は、流通貨幣そのものよりもむしろ貨幣額の数値に主要な関心を払い、価値変化に応じた政策をとった点にその特徴が認められるのである。更に、大内氏時代と異なる状況として毛利氏時代には、銀貨幣の広範な流通が挙げられる。これは今後解明すべき検討課題であるが、毛利氏の財政中に占める割合の高さもさることながら、その貨幣政策にも重要な影響を与えていたものと思われる。

いずれにせよ、領国内の諸地域における基準額は、貫高も含めてそれが地域的特性を持ち、成立事情も歴史的に異なる本来個別のものであり、いわば不均質な基準額の併存がその実態であった。したがって、直接に介入できない国家領も含めて、大名権力が領国規模での統一的な知行制および軍役体系を確立するためには、何をおいてもまず統一基準の設定とそれによる領国内所領の数量的把握が必要だったのである。

天正の惣国検地は、こうした歴史的要請のもとに毛利氏が領国規模で実施した重要政策であった。その意義についてはすでに多くの研究成果があるが、更に付け加えるならば、惣国検地は基準銭「鍛」と基準樹「京樹」を構成要素とする「石貫」制の採用のもと、固定基準額の有無にかかわらずなく、領国内の所領を統一基準で掌握した点に重要な意義があり、ここに毛利氏は領国規模での統一的な知行制および軍役体系を確立したのである。ただ、毛利氏領国の内部には惣国検地の適用を受けていないと思われる地域もあり、その代表例が備中国小田郡神島であった。ここでは、土地評価としての「古銭辻」を基準とする年貢銭納の形態が文禄年間にも見られ、「古銭」額の「わり」換算のもと、流通銭

「鍛」による収納がはたされていたのであった。

さて、その後毛利氏は、慶長年間にいわゆる兼重・蔵田検地をやはり領国規模で実施し、一反 $\parallel$ 三〇〇歩制を採用したほか、畠地だけでなく屋敷地にも分銭を付すことにした。しかし、関ヶ原の合戦後の防長移封によって毛利氏領国は事実上崩壊し、その後各地では新たに近世検地が実施され、畠地・屋敷地には分米が付き、ここに近世石高制が成立する。したがって、「鍛」の基準銭としての役割も結局は短期間に終わったと言わねばならない。とはいえ、惣国検地が初めての統一基準の設定とその基準のもとでの領国内所領の数量的把握という重要な意義を持つ以上、「鍛」のはたした歴史的な役割もきわめて大きなものであったと言えるのである。

それでは、近世初期の状況について見ることにしたい。惣国検地で「鍛」・「京樹」が採用されたといっても、それはあくまで統一基準設定のためであり、毛利氏による公定貨幣や公定樹の制度化を意味するものではない。寛文九年（一六六九）に江戸幕府による量制の統一を見るまでは、全国において種々の樹が使用されていたように、幕府による金・銀・銅の三貨統一が達成されるまでは、種々雑多な貨幣が依然流通していたことは言うまでもない。しかし、それでも西国において顕著に確認できる、ある一定の傾向を指摘することができる。すなわち、銀貨幣使用の一般化であり、特に慶長年間を境に市町の地料銭などにおいて銀貨幣での収納が目立ち始め、基準貨幣としても利用され始めた様子<sup>1)</sup>がうかがえるのである。

こうした近世初期の貨幣流通については今後更に明らかにしてゆかねばならないが、年代不明ながらその一端を示す史料が「石見吉川家文書」の中に残されている。<sup>2)</sup>

定

一 銀子<sup>3)</sup>祿ハ鍛老貫ニ上ハ七匁、中下ハ可有其<sup>4)</sup>枚了、

一 鍛よるましき事、但南京・われ銭ハよるへし、

重要なのは、最初の二箇条である。すなわち、一箇条めでは「銀子」と「鍛」の換算規定を示し、二箇条めでは「鍛」の使用（撰銭禁止）と「南京」・「われ銭」の使用禁止（撰銭）を定めているのである。したがって、これによれば、毛利氏時代に流通貨幣として幅をきかせていた南京銭も、近世に入ると次第に排除されてゆく傾向にあり、銀貨幣と鍛が一定の換算率のもとで流通していたことがうかがえるのである。

さて、以上で毛利氏領国における基準銭と流通銭についての考察を終えることにしたい。言うまでもなく、大名領国における貨幣流通や戦国大名のそれへの対応を分析することは、大名領国の経済構造や戦国大名の経済政策を解明するうえで有効な方法である。しかし、貨幣額の数値やその価値変化については、流通経済を考えてゆくうえでそれらがきわめて重要な意味を持つにもかかわらず、従来まったくと言って良いほど、関心を持たれたことはなかった。本稿では、この点に注目することによって、固定基準額の存在を指摘し、戦国大名毛利氏がひとまずそれらを個別に掌握して領国支配を進め、更にそれら基準額の均質化を図りながら統一的な知行制および軍役体系を確立してゆくといった、権力強化の史的展開を明らかにしたのである。

その結果、毛利氏領国は、やはり不均質な基準額に代表される不均質な所領の構成体であることがあらためて浮き彫りとなった。これは、領国規模で貫高制を展開させ、在地掌握もかなり進んでいたという印象を受ける東国の戦国大名領国の場合とは、大きく異なる点である。しかし、そのことよって毛利氏の権力が脆弱であったと評価することはできない。そもそも西国は、荘園・公領制が順調に展開し、その根強い残存のうえに、守護や国人領主による領主的支配もまた幅広く展開した地域であって、戦国期の西国は独自性の強い様々な性格の所領が渾然一体となっ

ていたものと思われる。したがって、こうした地域を領国内に抱えこむことになった毛利氏にとって、相つぐ戦乱のなか、短期間のうちに統一的な知行制や軍役体系を確立することは決して容易ではなく、それぞれの地域的特性に応じた個別の支配を展開することは、毛利氏にとっての宿命であったと言えるのである。

とするならば、毛利氏の研究は、領国支配の不成熟性という視点からではなく、不均質な領国内諸地域に対していかなる政策を実施し、統一化への指向性がどこにあり、いかにその努力が払われたのかという点を、豊臣期に至るまで段階的に、かつ具体的に明らかにすることが何よりも重要ではなからうか。また、毛利氏以外の西国大名でも同様のことが言えるであろうし、東国大名においても領国内諸地域の構造的偏差性に注目し、強いとされるその領国支配の実態について、あらためて検討すべきではないだろうか。こうした視角の中にこそ、戦国大名の権力としての独自性とその限界について解明してゆくための糸口があるものと信ずるのである。

註(1) たとえば、畿島社社家内侍祝者屋敷并地銭等付立(「野坂文書」一七〇号)。

(2) 「石見吉川家文書」五〇号。なお、『大日本古文書』の註には「コノ文書ハ、影写本ノ筆蹟ヨリ推スニ江戸時代初期ノモノナラン」とある。

#### 「付記」

本稿は、広島大学大学院在学中、中世史演習において「毛利領国の経済構造」と題しておこなった報告を基にしており、その要旨は一九八八年度広島史学研究会大会日本史部会において発表した。なお、使用した史料の一部は、岸田裕之先生が進めておられる中国地方を中心とする大名領国の関係史料の調査・収集の成果である。先生には、学舎を離れたいまもひとかたならぬお世話に与っている。本稿を作成するにあたって



も懇切な御指導を賜った。その学恩に対し、心から感謝の意を表したい。

(一九九〇年五月十四日)

福岡市博物館学芸員

## Standard Coin and Circulating Coin in the Domain of Mōri - shi 毛利氏

by Hiroyuki Honda

In this essay, the author attempts to clarify the monetary policy and features of domain - governing of Mōri - shi 毛利氏 in the Sengoku 戦国 period, by taking notice of the kind of coin and numeral value of itself, and reexamine the historical meaning of Sōkoku - Kenchi 惣国検地, a whole domain land survey, at the Tenshō 天正 period.

The monetary policy of Ōuchi - shi 大内氏 was prohibition of Erizeni 撰銭, a selecting refined coins, in the domain, while he personally exerted himself to acquire Seisen 精銭, refined coins, and so it was confirmed that he used them in the distant trade. And at the same ages, the sums of "Seisen"「精銭」 which was estimated by the "Seisen", had already come into existence as the standard sums, and they played the important role of domain - governing not only for Ōuchi - shi but also for Mōri - shi.

Mōri - shi had the basic policy that he followed the former powers on governing the new occupied domain. Similarly has he succeeded to the standard sums which had already come into existence in the former ages, as the sums of "Kosen"「古銭」, and used them as a basis of domain - governing. But, these standard sums were primarily several ones which had their own local features and different reasons of birth, so the actual state was the coexistence of uneven standard sums, as it were.

Therefore, Sōkoku - Kenchi which Mōri - shi has carried out in whole domain - wide with this historical background, was important policy. That is to say, at this Kenchi has Mōri - shi adopted "Kokkan"「石貫」 system which was composed of the standard coin "Chan"「銚」 and the standard measure "Kyōmasu"「京辨」, and materialized the quantitative grasp of lands by the unitary standard for the first time. In this way, has Mōri - shi finally established the unitary Chigyō 知行 system and Gunyaku 軍役 system in whole domain - wide.